

25—01.3 P U D T

主要期間一覧（2）（無効・訂正・取消審判）

（特許関係（無効・訂正審判））

手 続	根 拠 条 文 (準 用・類 規)	初 日	期 間 (延 長)		備 考	
			国 内 居 住 者	在 外 者		
【法定期間】						
訂正審判に添付した明細書・特許請求の範囲・図面の補正	17の4②	訂正審判請求時	審理終結の通知到達前まで（審理が再開された場合は、その後に審理終結の通知到達前まで）			
審決の取消しの判決確定後の訂正請求の申立て	134の3 (平15)134の3①	判決の確定日	1週間	1週間		
再審の請求	173①	審決確定後再審の理由を知った日	30日（職15日）※	30日（職60日）		
審決に対する訴え	178③	審決等の謄本の送達日	30日（附15日）※	30日（附90日）		
【指定期間等】						
訂正請求書の提出	134の2	134①	答弁指令書の発送日 (134①の再適用による2回目以降の答弁指令は134②と同じ)	60日又は75日※ 新実は30日又は45日※	90日 新実は60日	
		164の2②	審決の予告の謄本の送達日	60日又は75日※	90日	
		134② 153②	答弁指令書の発送日 無効理由通知の発送日	30日又は45日※	50日	
	134の3 (平15)134の3①、②	訂正請求のための期間指定通知の発送日	10日又は25日※	10日		
訂正請求に添付した明細書・特許請求の範囲・図面の補正	17の4①	134①	答弁指令書の発送日 (134①の再適用による2回目以降の答弁指令は134②と同じ)	60日又は75日※	90日	
		164の2②	審決の予告の謄本の送達日			
		134② 153② 134の2⑤	答弁指令書の発送日 無効理由通知の発送日 訂正拒絶理由通知の発送日	30日又は45日※	50日	

訂正請求に添付した明細書・特許請求の範囲・図面の補正（続き）	17の4 ①	134の3 (平15)134の3①、②	訂正請求のための期間指定通知の発送日	10日又は25日※	10日	
第1回目の法定の答弁書の提出	134①、174②		答弁指令書の発送日	60日又は75日※ 新実は30日又は45日※	90日 新実は60日	
請求理由の要旨変更補正が許可決定された場合の第2回目以降の法定の答弁書の提出	134②		答弁指令書の発送日	30日又は45日※	50日	
施行規則上の答弁書の提出	規47の2①、規50の16		答弁指令書の発送日	30日又は45日※	50日	
第1回目の法定の答弁機会の規定の再適用による答弁書の提出	134①		答弁指令書の発送日	30日又は45日※	50日	
弁駁書の提出	規47の3①、規50の16		弁駁指令書の発送日	30日又は45日※	50日	
意見書の提出（意見の申立て）	153②、134の2⑤、165		無効理由通知の発送日 訂正拒絶理由通知の発送日	30日又は45日※	50日	
	150⑤、174②、③		証拠調べ又は証拠保全の結果通知の発送日	30日又は45日※	50日	
参加申請に対する意見書の提出	149②、174②		参加申請書副本の送達通知の発送日	15日又は30日※	25日	
審尋書に対する回答書の提出	134④、174②、③		審尋書の発送日	15日又は30日※程度	25日程度	
命令による方式補正	133①、②、174②、③		指令書の発送日 イ. 料金不足の場合 ロ. 委任状不備の場合 （委任者又は代理人複数） ハ. 審判請求理由、訂正請求の趣旨及び理由の記載要件違反 ニ. その他の方式違反	10日又は25日※ 10日又は25日※ （20日又は35日※） 30日又は45日※ 20日又は35日※	10日 20日 30日 30日 20日	
弁明書	133の2②、174②、③		却下理由通知の発送日	20日	20日	
同意回答書の提出	131の2②、規47の4①		同意確認通知の発送日	10日又は25日※	10日	
命令による受継のための期間	23①		受継命令の発送日	事情を考慮した適宜期間	事情を考慮した適宜期間	
その他施行規則に規定されている手続	規50③ただし書、規50の8①、規58の2①ただし書、規58の17、規60①など		通知書等の発送日	事情を考慮した適宜期間	事情を考慮した適宜期間	
書留郵便物受領証等の提出	134④、174②、③		物件の提出を求める通知の発送日	10日	10日	

注1. ※は日本国内の遠隔又は交通不便地居住者のため。

注2. (職)は職権延長、(求)は請求延長、(附)は附加期間

(意匠・商標関係(無効・取消審判))

手 続	根 拠 条 文 (準 用・類 規)	初 日	期 間 (延 長)		備 考
			国 内 居 住 者	在 外 者	
【法定期間】					
再審の請求	意58①、商61、商68⑤、商附20	審決等の確定後再審の理由を知った日	30日(職15日)※	30日(職60日)	
審決に対する訴え	意59、商63、商68⑤、商附22②	審決等の謄本の送達日	30日(附15日)※	30日(附90日)	
【指定期間等】					
第1回目の法定の答弁書の提出	意52、意58④、商56①、商61、商68④、⑤商附17①、商附20	答弁指令書の発送日	40日又は55日※	70日	
請求理由の要旨変更補正が許可決定された場合の第2回目以降の法定の答弁書の提出	意52	答弁指令書の発送日	30日又は45日※	50日	
施行規則上の答弁書の提出	意規19⑥、商規22⑧	答弁指令書の発送日	30日又は45日※	50日	
第1回目の法定の答弁機会の規定の再適用による答弁書の提出	意52、商56①、商61、商68④、⑤商附17①、商附20	答弁指令書の発送日	30日又は45日※	50日	
弁駁書の提出	意規19④、商規22⑧	弁駁指令書の発送日	30日又は45日※	50日	
意見書の提出(意見の申立て)	意52、商56①、商68④、商附17①	無効理由通知の発送日 職権審理結果通知の発送日	30日又は45日※	50日	
	意52、商56①、商61、商68④、⑤商附17①、商附20	証拠調べ又は証拠保全の結果通知の発送日	30日又は45日※	50日	
参加申請に対する意見書の提出	意52、商56①、商61、商68④、⑤商附17①、商附20	参加申請書副本の送達通知の発送日	15日又は30日※	25日	
審尋書に対する回答書の提出	意52、商56①、商61、商68④、⑤商附17①、商附20	審尋書の発送日	15日又は30日※程度	25日程度	
命令による方式補正	意52、商56①、商61、商68④、⑤商附17①、商附20	指令書の発送日 イ. 料金不足の場合 ロ. 委任状不備の場合 (委任者又は代理人が複数) ハ. その他の方式違反	10日又は25日※ 10日又は25日※ (20日又は35日※) 20日又は35日※	10日 20日 30日 20日	
	意52	指令書の発送日 請求理由の記載要件違反	30日又は45日※	30日	
同意回答書の提出	意52、意規19⑥	同意確認通知の発送日	10日又は25日※	10日	
弁明書	意52、意58④、商56①、商61、商68④、⑤商附17①、商附20	却下理由通知の発送日	20日	20日	

命令おける受継のための期間	意68②、商77②、商附27②	受継命令の発送日	事情を考慮した適宜期間	事情を考慮した適宜期間	
その他施行規則に規定されている手続	意規19、商規22⑧	通知書等の発送日	事情を考慮した適宜期間	事情を考慮した適宜期間	
書留郵便物受領証等の提出	意52、意58②、③、商28③、商43の14①、商56①、商62①、②、商68④、商附17①、商附27②、商附23	物件の提出を求める通知の発送日	10日	10日	

注1. ※は日本国内の遠隔又は交通不便地居住者のため。

注2. (職)は職権延長、(求)は請求延長、(附)は附加期間

(改訂H27.10)